

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月9日

香川県公安委員会委員長 田岡敬造

### 香川県公安委員会規則第5号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
警察署名	名 称	位 置	所 管 区	警察署名	名 称	位 置	所 管 区
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
略	栗井駐在所～豊浜交番 略	觀音寺駅 前交番	觀音寺市觀音寺町甲1234番地16	香川県觀音寺警察署	栗井駐在所～豊浜交番 略	觀音寺駅 前交番	觀音寺市觀音寺町甲1234番地16

		南町1丁目、南町2丁目、 南町3丁目、南町4丁目、 南町5丁目、室本町、八幡 町1丁目、八幡町2丁目、 八幡町3丁目				南町4丁目、南町5丁目、 室本町、八幡町1丁目、八 幡町2丁目、八幡町3丁目
		箕浦駐在所～箕浦検問所 略				箕浦駐在所～箕浦検問所 略

#### 附 則

この規則は、平成22年11月15日から施行する。